

田舎遊びの会 ゆるり 会則

(名称)

第1条 この会は、「田舎遊びの会 ゆるり」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、山口市に置く。

(目的)

第3条 この会は、自然との触れ合いを通じて、市民の豊かな生活に資する体験の機会、とりわけ未成年者の情操教育、食育等に資する豊富な体験の機会を提供するとともに、豊かな自然を有する中山間地域等との関わりによって、当該地域の振興にも寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達するため、次に定める活動を行う。

- (1) 中山間地域等における農業体験活動等の自然体験活動及び食に関する活動
- (2) 中山間地域等の住民との交流活動
- (3) その他この会の目的の達成に必要な活動

(構成員)

第5条 この会の構成員は、会員及び協賛会員とする。

- 2 会員は、第3条に定める目的に賛同して活動に参加することを望む個人とする。
- 3 協賛会員は、第3条に定める目的に賛同して協賛する個人又は法人とする。

(会費)

第5条の2 会員は、総会において定める会費を納めるものとする。

(役員)

第6条 この会の運営のため、会員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 代表 この会を代表し、会の運営を統括する。
 - (2) 副代表 会長を補佐する。
 - (3) 会計 会の運営に必要な財産の管理を行う。
 - (4) 監事 会長、副会長及び会計の職務執行について監査する。
- 2 役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。
 - 3 前項に定める役員による役員会を、必要に応じ開催する。

(会議)

第7条 この会の会議は、定期総会及び臨時総会とする。

2 会議は、会員の2分の1以上の出席をもって成立するものとし、多数決により議事を決定する。

3 定期総会は、毎活動年度に一度開催し、次の事項について決定する。

(1) 活動に関すること

(2) 予算及び決算に関すること

(3) その他必要な事項に関すること

4 臨時総会は、必要に応じ開催する。

(活動年度)

第8条 この会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第9条 この会則に定めのない事項については、役員会が定める。

附則

この会則は、平成26年10月1日より施行する。

2 26年度に限り、活動年度を26年10月1日から27年3月31日までとする。

附則

この会則は、平成27年4月1日より施行する。